

第2 防火に関する規定

1 防火に関する規定に係る法令

法第7条及び建基法第93条に定める防火に関する規定には、次の法令等が含まれるものであること。

(1) 消防法関係

- ア 消防法(昭和23年法律第186号)
- イ 消防法施行令(昭和36年政令第37号)
- ウ 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)
- エ 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)
- オ 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)
- カ 北九州市火災予防条例(昭和48年条例第49号)
- キ 北九州市火災予防規則(昭和49年規則第4号)
- ク 北九州市火災予防施行規程(昭和49年消防局告示第1号)

(2) 建築基準法関係

- ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- イ 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)
- ウ 福岡県建築基準法施行条例(昭和46年福岡県条例第29号)

(3) 電気事業法関係

- ア 電気事業法(昭和39年法律第170号)
- イ 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)

(4) 都市計画法関係

- ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- イ 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)
- ウ 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)

(5) 都市再開発法関係

- ア 都市再開発法(昭和44年法律第38号)
- イ 都市再開発法施行令(昭和44年政令第232号)

(6) 石油パイプライン事業法関係

- ア 石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号)
- イ 石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令
(昭和47年通商産業省・運輸省・建設省・自治省令第2号)

(7) 石油コンビナート等災害防止法関係

- ア 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)
- イ 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和51年政令第129号)
- ウ 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令
(昭和51年自治省令第17号)

(8) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係

ア 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例（第 23 条）

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則

（平成 18 年国土交通省令第 110 号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 23 条第 1 項第 1 号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準（第 13 条）

(9) 建築物の耐震改修の促進に関する法律関係

ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）
計画の認定（第 17 条第 3 項第 3 号、第 4 号）

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号）

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 17 条第 3 項第 4 号の国土交通省令で定める防火上の基準（第 31 条（第 1 項第 2 号を除く。））

(10) 労働基準法関係

ア 事業附属寄宿舍規程（昭和 22 年労働省令第 7 号）

（ア）第 1 種寄宿舍の設置場所、構造等（第 7 条、第 9 条、第 10 条）

（イ）第 1 種寄宿舍の避難階段の数（第 11 条）

（ウ）第 1 種寄宿舍における階段通路等の表示、出入口の構造等（第 12 条、第 13 条）

（エ）第 1 種寄宿舍における警報及び消火設備（第 13 条の 2、第 14 条）

（オ）第 1 種寄宿舍における階段及び廊下の構造（第 17 条、第 18 条）

イ 建設業附属寄宿舍規程（昭和 42 年労働省令第 27 号）

（ア）設置場所（第 6 条）

（イ）避難用階段の数、表示、出入口等（第 8 条～第 10 条）

（ウ）警報及び消火設備（第 11 条、第 12 条）

（エ）階段の構造、廊下の幅及び避難施設の照明（第 13 条～第 15 条）

(11) 労働安全衛生法関係

ア 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）

（ア）化学設備を設ける建築物の構造（第 268 条）

（イ）灰捨場の構造（第 292 条）

（ウ）危険物乾燥設備を有する建築物の構造（第 293 条）

（エ）アセチレン発生器室の位置及び構造（第 302 条、第 303 条）

（オ）移動式アセチレン溶接装置の格納室の構造（第 304 条）

（カ）カーバイトのかすだめの構造（第 307 条）

（キ）ガス集合装置室の位置及び構造（第 308 条、第 309 条）

（ク）危険物等の作業場における避難用出入口、直通階段、警報設備等（第 546 条～第 549 条）

（ケ）貸与形式建築物における共用の避難用出入口、警報設備等（第 670 条、第 671 条）

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）

（ア）ボイラー室の区画及び出入口（第 18 条、第 19 条）

（イ）ボイラーと可燃物との距離（第 21 条）

(12) 医療法関係

医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）

- ア 病院及び診療所の構造及び設備（第 16 条）
- イ 助産所の構造及び設備（第 17 条）
- ウ 診療用の放射線照射装置使用室、放射線同位元素使用室並びに同器具及び元素の貯蔵室の構造（第 30 条の 6、第 30 条の 8、第 30 条の 9）

(13) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係

薬局等構造設備規則（昭和 36 年厚生省令第 2 号）

- ア 放射性医薬品を取り扱う薬局及び一般販売業の店舗の構造及び設備（第 1 条）
- イ 放射性医薬品の製造所の構造及び設備（第 9 条）

(14) 国際観光ホテル整備法関係

国際観光ホテル整備法施行規則（平成 5 年運輸省令第 3 号）

- ア 登録ホテルの避難施設、消火器等（第 4 条）
- イ 登録旅館の避難施設、消火器等（第 17 条）

(15) 学校教育法関係

幼稚園設置基準（昭和 31 年文部省令第 32 号）

園舎の階数及び構造（第 8 条）

(16) 児童福祉法関係

ア 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 64 号）

※「児童福祉施設」とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設及び児童家庭支援センターをいう。（第 2 条）

（ア）非常災害対策（第 7 条）

（イ）保育所の構造、設備等（第 46 条）

イ 北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

（平成 26 年条例第 52 号）

非常災害対策（第 6 条）

ウ 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年条例第 53 号）

（ア）非常災害対策（第 7 条）

（イ）設備の基準（第 23 条）

エ 北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年条例第 53 号）

（ア）指定障害児通所支援の事業等の非常災害対策（第 7 条）

（イ）指定障害児入所施設等の非常災害対策（第 13 条）

（ウ）児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターに限る。）の非常災害対策

（第 17 条）

(17) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律関係

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

（平成 26 年条例第 50 号）

構造、設備等（第 15 条）

(18) 老人福祉法関係

ア 北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

(平成 24 年条例第 50 号)

(ア) 養護老人ホームの構造、設備等 (第 4 条)

【厚生労働省令で定める基準】

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (昭和 41 年厚生省令第 19 号)
構造、設備等 (第 11 条)

(イ) 養護老人ホームの非常災害対策 (第 5 条)

(ウ) 特別養護老人ホームの設備、構造等 (第 11 条)

【厚生労働省令で定める基準】

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 46 号)
構造、設備等 (第 11 条)

(エ) 特別養護老人ホームの非常災害対策 (第 12 条)

イ 北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (平成 24 年条例第 49 号)

(ア) 軽費老人ホームの設備、構造等 (第 4 条)

【厚生労働省令で定める基準】

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成 20 年厚生労働省令第 107 号)
構造及び設備等 (第 10 条)

(イ) 軽費老人ホームの非常災害対策 (第 5 条)

ウ 北九州市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例 (令和 2 年条例第 9 号)

(ア) 非常災害対策 (第 10 条)

(イ) 設備の基準 (第 14 条)

(19) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

ア 北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(平成 24 年条例第 54 号)

(ア) 指定障害福祉サービス事業等の非常災害対策 (第 7 条)

(イ) 指定障害者支援施設の非常災害対策 (第 13 条)

(ウ) 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 (第 16 条)

【厚生労働省令で定める基準】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 174 号)
自立訓練(生活訓練)事業所 (宿泊型自立訓練事業所) の構造 (第 58 条)

(エ) 障害福祉サービス事業の非常災害対策 (第 17 条)

(オ) 地域活動支援センターの非常災害対策 (第 21 条)

(カ) 福祉ホームの設備及び運営に関する基準（第 24 条）

【厚生労働省令で定める基準】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 176 号）
構造設備（第 3 条）

(キ) 福祉ホームの非常災害対策（第 25 条）

(ク) 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（第 28 条）

【厚生労働省令で定める基準】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）
構造設備（第 4 条）

(ケ) 障害者支援施設の非常災害対策（第 29 条）

(20) 介護保険法関係

北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

（平成 24 年条例第 51 号）

ア 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（第 7 条）

【厚生労働省令で定める基準】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

（平成 11 年厚生省令第 37 号）

- ① 指定通所介護事業所の設備（第 95 条）
- ② 基準該当通所介護事業所の設備（第 108 条）
- ③ 指定通所リハビリテーション事業所の設備に関する基準（第 112 条）
- ④ 指定短期入所生活介護事業所の設備（第 124 条）
- ⑤ ユニット型指定短期入所生活介護の事業の設備（第 140 条の 4）
- ⑥ 指定短期入所療養介護事業所の設備（第 143 条）
- ⑦ 指定特定施設入居者生活介護の事業の設備（第 177 条）
- ⑧ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の設備（第 192 条の 6）

イ 指定居宅サービス等の事業の非常災害対策（第 8 条）

ウ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（第 14 条）

【厚生労働省令で定める基準】

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）

- ① 指定地域密着型通所介護事業所の設備（第 22 条）
- ② 指定療養通所介護事業所の設備（第 40 条の 4）
- ③ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の設備（第 44 条）
- ④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の設備（第 67 条）
- ⑤ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の設備（第 93 条）
- ⑥ 指定地域密着型特定施設の設備（第 112 条）
- ⑦ 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備（第 132 条）
- ⑧ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第 160 条）
- ⑨ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の設備（第 175 条）

エ 指定地域密着型サービスの事業の非常災害対策（第 16 条） ⇒ イの準用

オ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（第 20 条）

【厚生労働省令で定める基準】

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

（平成 11 年厚生省令第 39 号）

- ① 設備の基準（第 3 条）
- ② ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準（第 40 条）

カ 指定介護老人福祉施設の非常災害対策（第 21 条）

キ 介護老人保健施設の施設、人員、設備及び運営に関する基準（第 25 条）

【厚生労働省令で定める基準】

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

（平成 11 年厚生省令第 40 号）

- ① 構造設備の基準（第 4 条）
- ② ユニット型介護老人保健施設の設備及び構造（第 41 条）

ク 介護老人保健施設の非常災害対策（第 26 条）

ケ 介護医療院の施設、人員、設備及び運営に関する基準（第 26 条の 5）

【厚生労働省令で定める基準】

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）

- ① 構造設備の基準（第 6 条）
- ② ユニット型介護医療院の設備及び構造（第 45 条）

コ 介護医療院の非常災害対策（第 26 の 6 条）

サ 指定介護予防サービス等の事業の基準（第 29 条）

【厚生労働省令で定める基準】

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）

- ① 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の設備（第 118 条）
- ② 指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備（第 132 条）
- ③ ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備（第 153 条）
- ④ 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備（第 188 条）
- ⑤ 指定介護予防特定施設の設備（第 233 条）
- ⑥ 外部サービス利用型指定介護予防特定施設の設備（第 257 条）

シ 指定介護予防サービス等の非常災害対策（第 30 条）

ス 指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準（第 33 条）

【厚生労働省令で定める基準】

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）

- ① 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備（第 7 条）
- ② 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の設備（第 48 条）
- ③ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の設備（第 73 条）

セ 指定地域密着型介護予防サービスの非常災害対策（第 34 条） ⇒ イの準用

(21) 生活保護法関係

北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年北九州市条例第 52 号）

- ア 非常災害対策（第 12 条）
- イ 救護施設の設備、構造等（第 18 条）
- ウ 更生施設の設備、構造等（第 34 条）

(22) 倉庫業法関係

倉庫業法施行規則（昭和 31 年運輸省令第 59 号）

1 類倉庫、2 類倉庫、3 類倉庫、貯蔵倉庫の及び冷蔵倉庫の構造及び設備等

（第 3 条、第 3 条の 3～第 3 条の 6、第 3 条の 9、第 3 条の 11）

(23) 火薬類取締法関係

火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）

- ア 製造施設の位置、構造、設備等（第 4 条）
- イ 火薬庫外に貯蔵する火薬類、がん具煙火等を貯蔵する場所の構造（第 16 条）
- ウ 火薬庫の位置、構造及び設備（第 22 条）
- エ 地上式 1 級火薬庫の位置、構造及び設備（第 24 条）
- オ 地上覆土式 1 級火薬庫の位置、構造及び設備（第 24 条の 2）
- カ 地中式 1 級火薬庫の位置、構造及び設備（第 25 条）

- キ 2級火薬庫の位置、構造及び設備（第26条）
- ク 3級火薬庫の位置、構造及び設備（第27条）
- ケ 水畜火薬庫の位置、構造及び設備（第27条の2）
- コ 実包火薬庫の位置、構造及び設備（第27条の4）
- サ 煙火火薬庫、がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の位置、構造及び設備（第28条、第29条）
- (24) ガス事業法関係
 - ア ガス事業法（昭和29年法律第51号）
 - イ ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成12年通商産業省令第111号）
- (25) 高圧ガス保安法関係
 - ア 冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）
 - 第1種製造者及び第2種製造者の定置式製造設備である製造施設の位置及び設備
（第6条、第7条、第11条、第12条、第14条）
 - イ 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）
 - （ア）定置式製造設備である製造施設の位置、構造、設備等（第6条）
 - （イ）高圧ガス貯蔵所の位置、構造、設備（第18条）
 - （ウ）特定高圧ガスの消費施設の位置、構造、設備（第55条）
- (26) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係
 - ア 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則
（平成9年通商産業省令第11号）
 - （ア）貯蔵施設の技術上の基準（第11条、第14条）
 - （イ）供給設備の技術上の基準（第18条）
 - （ウ）特定供給設備の技術上の基準（第53条）
 - イ 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）
 - （ア）第1種製造設備における位置、構造、設備（第6条）
 - （イ）第2種製造設備における位置、構造、設備（第7条）
 - （ウ）スタンド製造施設における位置、構造、設備（第8条）
 - （エ）販売業者等における容器置場等の位置、構造、設備（第41条）
 - （オ）貯槽により貯蔵する液化石油ガス貯蔵所の位置、技術上の基準（第19条、第23条）
 - （カ）特定高圧ガスの消費施設の位置、構造、設備（第53条）
- (27) 放射性同位元素等の規制に関する法律
 - 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）
 - 使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設及び廃棄施設の構造
（第14条の7～第14条の11）
- (28) 官公庁施設の建築等に関する法律関係
 - 官公庁施設の建築等に関する法律（昭和26年法律第181号）
 - 庁舎の構造（第7条）
- (29) 駐車場法関係
 - 駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）
 - 避難施設及び防火区画（第10条、第11条）

2 消防同意の審査の範囲

法第7条に基づく消防同意の審査は次によること。

- (1) 消防法関係については、すべての規定とすること。
- (2) 建築基準法関係の防火に関する規制内容及び規制条文は、別記1「建築基準法令上の防火に関する規定」によること。

なお、建基法第6条第4項（準用される場合を含む。）に基づく確認に対する消防同意時の審査事項は、別記2「建築確認に対する消防同意時の建築基準法等に係る審査事項」によること。

建築基準法令上の防火に関する規定

1 集団規定

(1) 防火地域及び準防火地域内の建築物の構造規制及び外壁開口部の構造方法

(建基法第 61 条、建基政令第 136 条の 2)

(2) 防火地域、準防火地域内の建築物の屋根の不燃規制 (建基法第 62 条)

(3) 防火地域内の建築物の屋上に設ける広告塔等の不燃規制 (建基法第 64 条)

(4) 複数の敷地を一の敷地とみなすこと等による制限の緩和 (建基法第 86 条)

2 単体規定

(1) 構造関係

ア 屋根の不燃規制 (建基法第 22 条、建基政令第 109 条の 8)

イ 外壁の土塗壁と同等の防火構造規制 (建基法第 23 条、建基政令第 109 条の 9)

ウ 建築物の用途、規模による耐火建築物等とすべき構造規制

(建基法第 27 条、建基政令第 110 条～第 110 条の 5、第 115 条の 3、第 115 条の 4、第 116 条)

エ 大規模の木造建築物等の外壁、軒裏の防火規制、屋根の不燃規制 (建基法第 25 条)

オ 大規模建築物の主要構造部等の構造規制

(建基法第 21 条、建基政令第 109 条の 5～第 109 条の 7)

カ 病院等のボイラー室の構造規制 (建基県条例第 6 条)

キ 劇場等の構造規制 (建基県条例第 7 条～第 13 条)

ク 自動車修理工場の構造規制 (建基県条例第 17 条)

ケ 隣地境界線に接する外壁 (建基法第 63 条)

(2) 防火区画、防火壁及び界壁関係

ア 面積による区画 (建基法第 36 条、建基政令第 112 条、第 128 条の 3)

イ 大規模木造建築物の防火壁等 (建基法第 26 条、建基政令第 113 条、第 115 条の 2)

ウ 異種用途別の区画 (建基法第 36 条、建基政令第 112 条)

エ 吹抜き等の竪穴区画 (建基法第 36 条、建基政令第 112 条)

オ 長屋、共同住宅等の界壁等の構造 (建基法第 30 条、建基政令第 114 条)

カ 自動車修理工場の防火区画 (建基県条例第 18 条)

(3) 避難関係

ア 階段の幅員等の規制 (建基法第 35 条、第 36 条、建基政令第 23 条～第 27 条、第 124 条)

イ 直通階段の設置

(建基法第 35 条、第 36 条、建基政令第 120 条～第 121 条の 2、建基県条例第 8 条)

ウ 避難階段、特別避難階段の設置

(建基法第 35 条、第 36 条、建基政令第 122 条、建基県条例第 9 条)

エ 直通階段、避難階段、特別避難階段の構造

(建基法第 35 条、第 36 条、建基政令第 121 条の 2、第 123 条、建基県条例第 9 条の 3)

オ 屋外階段の構造 (建基政令第 121 条の 2)

- カ 廊下の幅員、行き止り廊下等の禁止、廊下の構造等
(建基法第 35 条、建基政令第 119 条、建基県条例第 10 条、第 14 条)
- キ 屋外への出口等
(建基法第 35 条、建基政令第 125 条、第 125 条の 2、建基県条例第 7 条、第 9 条の 4、第 16 条)
- ク 屋上広場等の規制 (建基法第 35 条、建基政令第 122 条、第 126 条)
- ケ 劇場等の客席からの出口 (建基県条例第 11 条)
- (4) 道路、通路関係
 - ア 敷地の接道の規制 (建基法第 43 条、建基県条例第 20 条～第 25 条)
 - イ 敷地内の通路、空地の規制 (建基政令第 128 条、第 128 条の 2、建基県条例第 14 条)
 - ウ 道路内の建築物の構造等 (建基法第 44 条、建基政令第 145 条)
- (5) 内装規制関係
 - ア 特殊建築物等の内装規制 (建基法第 35 条の 2、建基政令第 128 条の 3 の 2～第 128 条の 5)
 - イ 木造の共同住宅等の内装規制 (建基県条例第 15 条)
- (6) 進入口、建築設備関係
 - ア 非常用の進入口及び非常用の昇降機の設置及び構造
(建基法第 34 条、第 35 条、建基政令第 126 条の 6、第 126 条の 7、第 129 条の 13 の 2、第 129 条の 13 の 3)
 - イ 排煙設備の設置及び構造 (建基法第 35 条、建基政令第 126 条の 2、第 126 条の 3)
 - ウ 非常用の照明装置等の設置及び構造
(建基法第 35 条、建基政令第 126 条の 4、第 126 条の 5)
 - エ 電気設備及び避雷設備の基準
(建基法第 32 条、第 33 条、建基政令第 129 条の 14、第 129 条の 15)
 - オ 火気使用室等の構造設備 (建基法第 28 条、建基政令第 20 条の 3、建基県条例第 6 条)
 - カ 煙突の構造 (建基政令第 115 条)
 - キ 配管及び風道等の構造
(建基法第 28 条、建基政令第 20 条の 2、第 129 条の 2 の 4、第 129 条の 2 の 5)
 - ク 冷却塔設備の構造 (建基政令第 129 条の 2 の 6)
 - ケ エレベーター、ダムウォーター等のかご及び昇降路出入口の不燃材料等
(建基政令第 129 条の 6、第 129 条の 7、第 129 条の 9、第 129 条の 11、第 129 条の 13)
- (7) その他
 - ア 地下街及び地下建築物に対する防火、避難の規制 (建基政令第 128 条の 3)
 - イ 中央管理室の設置、機能等 (建基政令第 20 条の 2、第 126 条の 3、第 129 条の 13 の 3)
- 3 その他
 - (1) 構造、材料、防火設備関係
 - ア 耐火構造 (建基法第 2 条、建基政令第 107 条)
 - イ 準耐火構造 (建基法第 2 条、建基政令第 107 条の 2)
 - ウ 防火構造 (建基法第 2 条、建基政令第 108 条)
 - エ 不燃材料 (建基法第 2 条、建基政令第 108 条の 2)

- オ 防火戸その他の防火設備
(建基法第 2 条、第 61 条、建基政令第 109 条、第 110 条の 3、第 136 条の 2)
 - カ 遮炎性能に関する技術的基準 (建基政令第 109 条の 2)
 - キ 窓その他の開口部を有しない居室等
(建基法第 35 条～第 35 条の 3、建基政令第 111 条、第 116 条の 2、第 128 条の 3 の 2)
 - ク 簡易な構造の建築物の規制 (建基法第 84 条の 2、建基政令第 136 条の 9～第 136 条の 11)
- (2) 特殊の構造方法又は建築材料 (建基法第 38 条)

建築確認に対する消防同意時の建築基準法等に係る審査事項

- 1 別表 1 「建基法及び建基政令に係る審査事項」及び別表 2 「建基県条例に係る審査事項」の取り扱い、法第 7 条の規定に基づき消防長又は消防署長が行う同意のうち、建基法第 6 条第 4 項（同法の他の規定により準用される場合を含む。）の規定により建築主事等が行う確認をする場合において、消防長又は消防署長に求められた消防同意について適用するものであること。
- 2 建基法及び建基政令
建基法及び建基政令については、これらの法令に関する規定のうち、別表 1 に掲げる建築物の用途の区分に応じ、同表に掲げる審査事項について審査を行うこと。
- 3 建基県条例については、同条例の防火に関する規定のうち、別表 2 に掲げる建築物の用途に応じ、同表に掲げる審査事項について審査を行うこと。

建基法及び建基政令に係る審査事項

○：審査が必要なもの △：必要に応じて審査を行うもの -：審査の必要がないもの

審査事項	参照条文 (主要なもの)	建築物の用途						
		特定防火対象物	非特定防火対象物			長屋	戸建住宅	
			右記以外	共同住宅等				
				中高層	低層			
道路との関係、敷地内通路	建基法第 35 条(建基政令第 128 条) (敷地内の通路)	建基政令第 123 条 建基政令第 125 条	○	○	○	○	-	-
	建基法第 35 条(建基政令第 128 条の 2) (大規模な木造等の建築物の敷地内における通路)	建基政令第 108 条の 3 建基政令第 109 条 建基政令第 109 条の 2	○	○	○	○	-	-
	建基法第 43 条 (敷地等と道路との関係)	建基政令第 116 条の 2	○	○	○	○	○	-
	建基法第 44 条 (道路内の建築制限)	建基政令第 145 条	-	-	-	-	-	-
主要構造部の制限	建基法第 21 条 (大規模の建築物の主要構造部等)	建基政令第 46 条 建基政令第 107 条 建基政令第 107 条の 2 建基政令第 109 条 建基政令第 109 条の 2 建基政令第 109 条の 3 建基政令第 109 条の 4 建基政令第 109 条の 5 建基政令第 109 条の 6 建基政令第 109 条の 7 建基政令第 115 条の 2	△	△	△	△	△	-
	建基法第 27 条 (耐火建築物等としなければならない特殊建築物)	建基政令第 107 条 建基政令第 107 条の 2 建基政令第 109 条 建基政令第 109 条の 2 建基政令第 109 条の 3 建基政令第 110 条 建基政令第 110 条の 2 建基政令第 110 条の 3 建基政令第 110 条の 4	△	△	△	△		

		建基政令第 110 条の 5 建基政令第 115 条の 4 建基政令第 116 条							
	建基法第 35 条の 3 (無窓の居室等の主要構造部)	建基政令第 107 条 建基政令第 108 条の 2 建基政令第 111 条	○	○	-	-	-	-	-
	建基法第 61 条 (防火地域及び準防火地域内の建築物)	建基政令第 107 条 建基政令第 107 条の 2 建基政令第 108 条 建基政令第 108 条の 2 建基政令第 109 条 建基政令第 109 条の 2 建基政令第 109 条の 3 建基政令第 136 条の 2	○	○	○	○	○	○	○
屋 根	建基法第 22 条 (防火地域又は準防火地域以外の建築物の屋根)	建基法第 24 条 建基政令第 109 条の 8	○	○	○	○	○	○	○
	建基法第 62 条 (防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根)	建基政令第 136 条の 2 の 2	○	○	○	○	○	○	○
外 壁 等	建基法第 23 条(外壁)	建基政令第 109 条の 9	○	○	○	○	○	○	○
	建基法第 25 条 (大規模の木造建築物等の外壁等)	建基政令第 108 条 建基政令第 109 条の 7 建基政令第 109 条の 8	○	○	△	△	△	-	-
	建基法第 63 条 (隣地境界線に接する外壁)	建基政令第 107 条	○	○	○	○	○	○	○
防火区画等	建基法第 26 条(防火壁等)	建基政令第 107 条 建基政令第 113 条 建基政令第 115 条の 2	○	○	○	△	△	-	-
	建基法第 36 条(建基政令第 112 条) (防火区画(面積区画))	建基法第 21 条 建基法第 27 条 建基法第 61 条 建基法第 67 条 建基政令第 107 条 建基政令第 107 条の 2 建基政令第 108 条 建基政令第 108 条の 2 建基政令第 109 条 建基政令第 109 条の 2	○	○	○	△	△	-	-

		建基政令第 109 条の 3 建基政令第 109 条の 5 建基政令第 110 条 建基政令第 110 条の 2 建基政令第 110 条の 3 建基政令第 115 条の 3 建基政令第 136 条の 2						
	建基法第 36 条(建基政令第 112 条) (防火区画(堅穴区画))	建基政令第 107 条 建基政令第 107 条の 2 建基政令第 108 条の 2 建基政令第 109 条 建基政令第 109 条の 2 建基政令第 136 条の 2	○	○	○	△	-	-
	建基法第 36 条(建基政令第 112 条) (防火区画(異種用途区画))	建基法第 27 条 建基政令第 107 条 建基政令第 107 条の 2 建基政令第 108 条 建基政令第 108 条の 2 建基政令第 109 条 建基政令第 109 条の 2 建基政令第 109 条の 5 建基政令第 110 条 建基政令第 110 条の 2 建基政令第 110 条の 3	○	○	○	△	-	-
	建基法第 36 条(建基政令第 114 条) (建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁)	建基政令第 107 条 建基政令第 107 条の 2 建基政令第 112 条	○	○	○	△	△	-
廊 下	建基法第 35 条(建基政令第 119 条) (廊下の幅員)		○	○	○	△	-	-
階 段	建基法第 35 条(建基政令第 120 条) (直通階段の設置)	建基政令第 107 条 建基政令第 107 条の 2 建基政令第 108 条の 2 建基政令第 116 条の 2	○	○	○	△	-	-
	建基法第 35 条(建基政令第 121 条) (2 以上の直通階段を設ける場合)	建基政令第 107 条 建基政令第 107 条の 2 建基政令第 108 条の 2 建基政令第 123 条	○	○	○	△	-	-
	建基法第 35 条(建基政令第 121 条の 2) (屋外階段の構造)	建基政令第 107 条の 2	○	○	○	△	-	-

	建基法第 35 条(建基政令第 122 条) (避難階段の設置)	建基政令第 123 条 建基政令第 107 条 建基政令第 107 条の 2 建基政令第 108 条の 2 建基政令第 109 条 建基政令第 109 条の 2 建基政令第 112 条 建基政令第 126 条	○	○	○	△	-	-
	建基法第 35 条(建基政令第 124 条) (物品販売業を営む店舗における避難 階段等の幅)	建基政令第 123 条 建基政令第 126 条	○	/	/	/	/	/
	建基法第 36 条(建基政令第 23 条) (階段及びその踊場の幅並びに階段の けあげ及び踏面の寸法)	建基政令第 120 条 建基政令第 121 条	○	○	○	△	-	-
	建基法第 36 条(建基政令第 24 条) (踊場の位置及び踏幅)		○	○	-	-	-	-
	建基法第 36 条(建基政令第 25 条) (階段及びその踊場の手すり)		-	-	-	-	-	-
	建基法第 36 条(建基政令第 26 条) (階段に代わる傾斜路)		-	-	-	-	-	-
出 入 口	建基法第 35 条(建基政令第 118 条) (客席からの出口の戸)		○	-	/	/	/	/
	建基法第 35 条(建基政令第 125 条) (屋外への出口)	建基政令第 120 条 建基政令第 124 条	○	○	-	-	-	-
	法 35 条(建基政令第 125 条の 2) (屋外への出口等の施錠装置の構造等)	建基政令第 123 条	○	○	-	-	-	-
屋 上 広 場	建基法第 35 条(建基政令第 126 条) (屋上広場等)		○	○	○	-	-	-
内 装 制 限	建基法第 35 条の 2 (特殊建築物等の内装)	建基政令第 128 条の 3 の 2 建基政令第 128 条の 4 建基政令第 128 条の 5	○	○	△	-	-	-
非 常 用 昇 降 機	建基法第 34 条第 2 項 (非常用の昇降機)	建基政令第 129 条の 6 建基政令第 129 条の 7 建基政令第 129 条の 13 の 2 建基政令第 129 条の 13 の 3	○	○	○	-	-	-
排 煙 設 備	建基法第 35 条(建基政令第 126 条の 2) (排煙設備の設置)	建基政令第 126 条の 3 建基政令第 108 条の 2	○	○	○	-	-	-

		建基政令第 109 条 建基政令第 109 条の 2 建基政令第 112 条 建基政令第 115 条 建基政令第 116 条の 2 建基政令第 129 条の 2 の 4							
非常用照明	建基法第 35 条(建基政令第 126 条の 4) (非常用の照明装置の設置)	建基政令第 126 条の 5 建基政令第 116 条の 2	○	○	○	-	-	-	
非常用 進入口	建基法第 35 条(建基政令第 126 条の 6) (非常用の進入口の設置)	建基政令第 126 条の 7 建基政令第 129 条の 13 の 3	○	○	○	○	○	○	
地下街	建基法第 35 条(建基政令第 128 条の 3) (地下街)	建基政令第 23 条 建基政令第 108 条の 2 建基政令第 109 条 建基政令第 109 条の 2 建基政令第 112 条 建基政令第 126 条の 2 建基政令第 126 条の 3 建基政令第 126 条の 4 建基政令第 126 条の 5 建基政令第 129 条の 2 の 4	○						
簡易な構 造の建築 物	建基法第 84 条の 2 (簡易な構造の建築物に対する制限の 緩和)	建基政令第 136 条の 9 建基政令第 136 条の 10	△	△					
その他	建基法第 40 条(条例附加)		別表 2 による						

- 備考 1 「共同住宅等」とは、建築物であって令別表第 1(5)項口に掲げる防火対象物をいう。
- 2 共同住宅等のうち、「中高層」のものとは、地階を除く階数が 3 を超えるものをいう。
- 3 共同住宅等のうち、「低層」のものとは、地階を除く階数が 3 以下のものをいう。
- 4 関連条文は、審査事項を審査するうえで必要な規定のうち、主要なものを示したものであり、審査事項によっては、これらの規定以外の規定が必要な場合もある。

建基県条例に係る審査事項

審査事項	該当する建築物
建基県条例第 6 条 (病院等のボイラー室の構造)	病院、公衆浴場、ホテル及び旅館の用途に供する建築物
建基県条例第 7 条 (劇場等の屋外への出口)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）
建基県条例第 8 条 (劇場等の直通階段)	劇場等
建基県条例第 9 条 (劇場等の避難階段等)	劇場等
建基県条例第 9 条の 2 (劇場等の用途に供する部分への準用)	劇場等
建基県条例第 9 条の 3 (劇場等の用途に供する部分における直通階段の共用)	劇場等
建基県条例第 9 条の 4 (劇場等の避難階における避難経路)	劇場等
建基県条例第 10 条 (劇場等の廊下)	劇場等
建基県条例第 11 条 (劇場等の客席からの出口)	劇場等
建基県条例第 12 条 (劇場等の客席の構造)	劇場等
建基県条例第 13 条 (劇場等の舞台部の隔壁の構造)	劇場等（客席の床面積の合計が 200 m ² を超えるものに限る。）
建基県条例第 14 条 (マーケット等の通路)	一の建築物内に各構えごとに区画されたマーケット、パー、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗が存するもの
建基県条例第 15 条 (木造の共同住宅等の内装)	木造の共同住宅、寄宿舎及び長屋の用途に供する建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物及び建基法第 2 条第 9 号の 3 イ又はロのいずれかに該当する建築物を除く。次条において「木造の共同住宅等」という。）
建基県条例第 16 条 (木造の共同住宅等の出口)	木造の共同住宅等
建基県条例第 17 条 (自動車修理工場の構造)	建築物の一部を自動車修理工場の用途に供するもの
建基県条例第 18 条 (自動車修理工場の防火区画)	建築物の一部を自動車修理工場の用途に供するもの

<p>建基県条例第 20 条 (建築物の敷地と道路との関係)</p>	<p>①延べ面積(同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が 1,000 m²を超える建築物 (第 21 条及び第 22 条で定める場合を除く。)</p> <p>②次に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 200 m²を超え、1,000 m²以下のもの (第 22 条で定める場合を除く。)</p> <p>学校 体育館 病院 診療所 劇場等 展示場 百貨店、市場、マーケットその他物品販売業を営む店舗 ダンスホール キャバレー 遊技場 公衆浴場 ホテル 旅館 共同住宅 寄宿舍 下宿 倉庫(倉庫業を営む倉庫に限る。第 23 条において同じ。) 自動車車庫 自動車修理工場</p>
<p>建基県条例第 21 条 (百貨店等の敷地等と道路との関係)</p>	<p>百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗(床面積の合計が 1,500 m²以下のものを除く。)</p>
<p>建基県条例第 22 条 (劇場等の敷地等と道路との関係)</p>	<p>劇場等</p>
<p>建基県条例第 23 条 (倉庫等の自動車の出入口と道路との関係)</p>	<p>倉庫、自動車車庫(床面積の合計が 150 m²以下のものを除く。)及び自動車修理工場(以下「倉庫等」という。)</p>
<p>建基県条例第 24 条 (倉庫等の敷地の出入口の設置の禁止)</p>	<p>倉庫等</p>